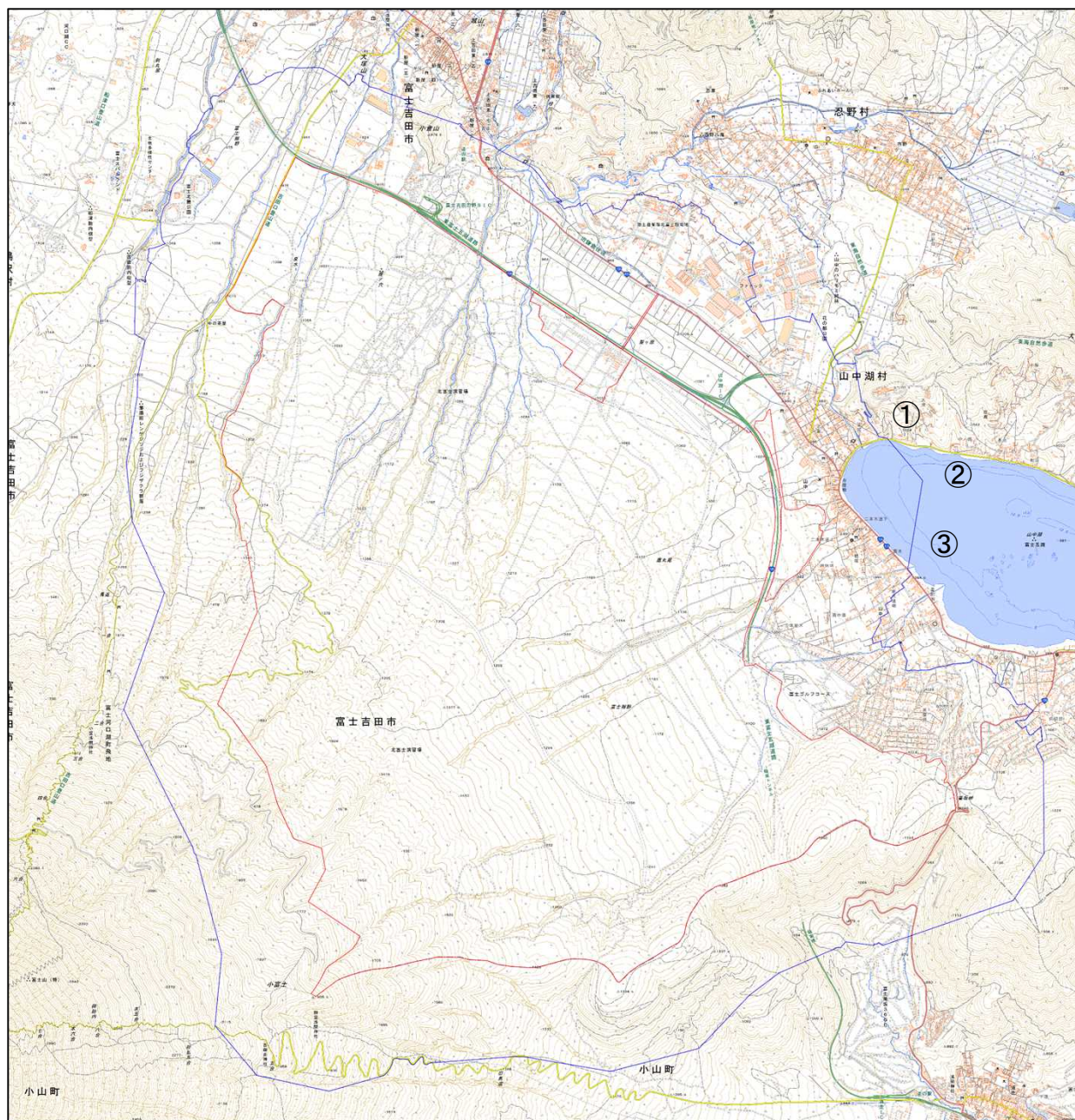


陸上自衛隊北富士演習場

対象防衛関係施設 の所在地	山梨県富士吉田市	
	山梨県南都留郡山中湖村	
対象防衛関係施設 の区域	山梨県富士吉 田市	新屋及び上吉田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	山梨県南都留 郡山中湖村	山中（次の図面に示す部分に限る。）、山中西区十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び山中富士桜丘二丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで
	静岡県駿東郡 小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	山梨県富士吉 田市	新屋、新屋三丁目、上吉田及び上吉田東七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	山梨県南都留 郡忍野村	忍草（次の図面に示す部分に限る。）
	山梨県南都留 郡山中湖村	平野（次の図面に示す部分に限る。）、平野中区一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、平野富士紅葉丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、山中（次の図面に示す部分に限る。）、山中西区一丁目から四丁目まで、七丁目、九丁目及び十丁目、山中富士桜丘一丁目から七丁目まで並びに山中富士見台一丁目及び二丁目並びに平野、平野中区一丁目から三丁目まで及び五丁目、平野富士紅葉丘一丁目及び二丁目、山中、山中西区一丁目から四丁目まで、七丁目、九丁目及び十丁目、山中富士桜丘一丁目から七丁目まで並びに山中富士見台一丁目及び二丁目以外の次の図面に示す地域
	静岡県駿東郡 小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点 を順次に結ん	一 北緯三十五度二十五分四十六秒、東経百三十八度五十一分二十秒の点

	だ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域	二 北緯三十五度二十五分三十一秒、東経百三十八度五十一分三十五秒の点 三 北緯三十五度二十五分一秒、東経百三十八度五十一分二十九秒の点
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 		

陸上自衛隊北富士演習場周辺地域 (山梨県富士吉田市、山梨県南都留郡山中湖村)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

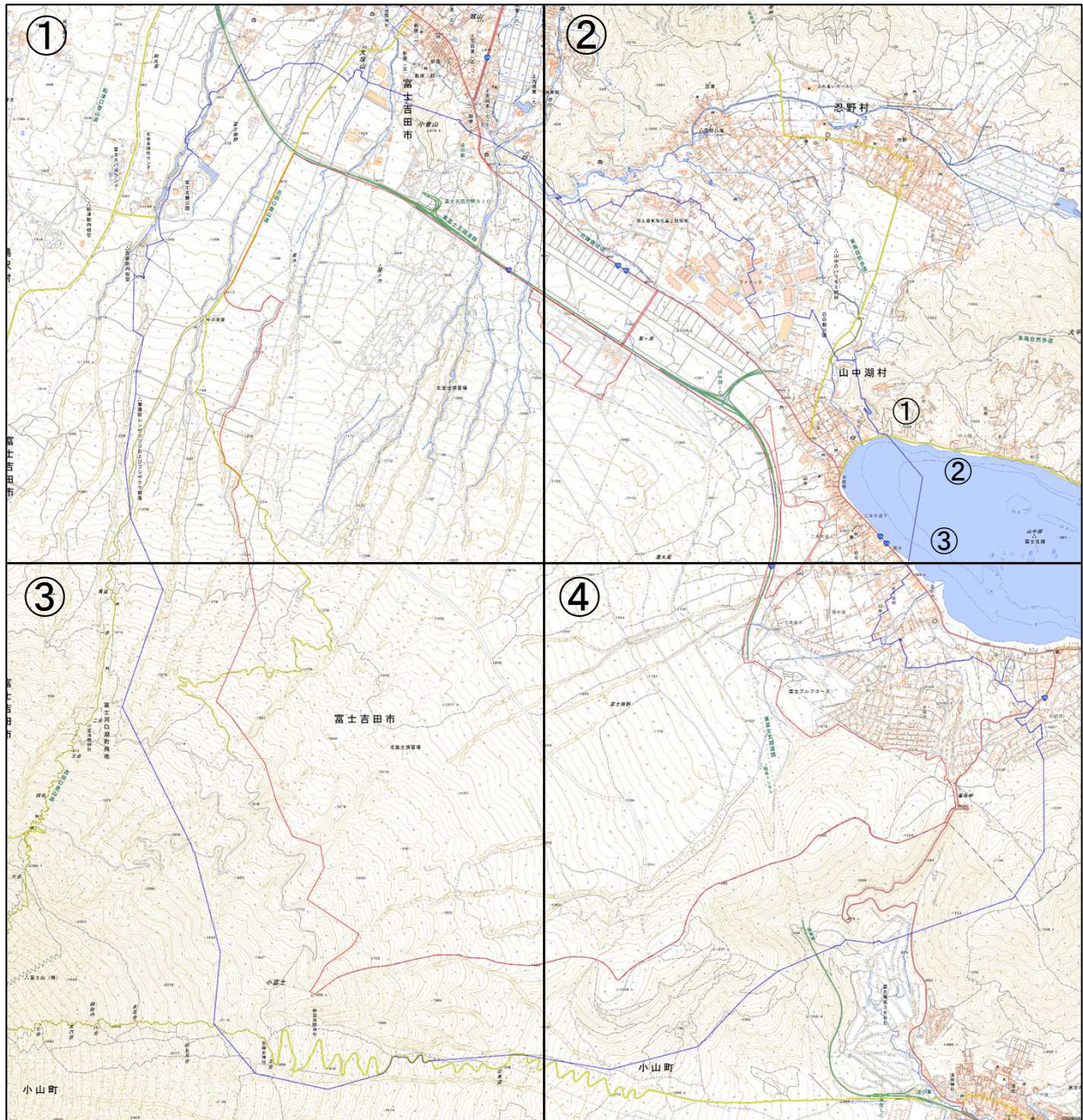
対象施設の区域



対象施設周辺地域



陸上自衛隊北富士演習場周辺地域 (山梨県富士吉田市、山梨県南都留郡山中湖村)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

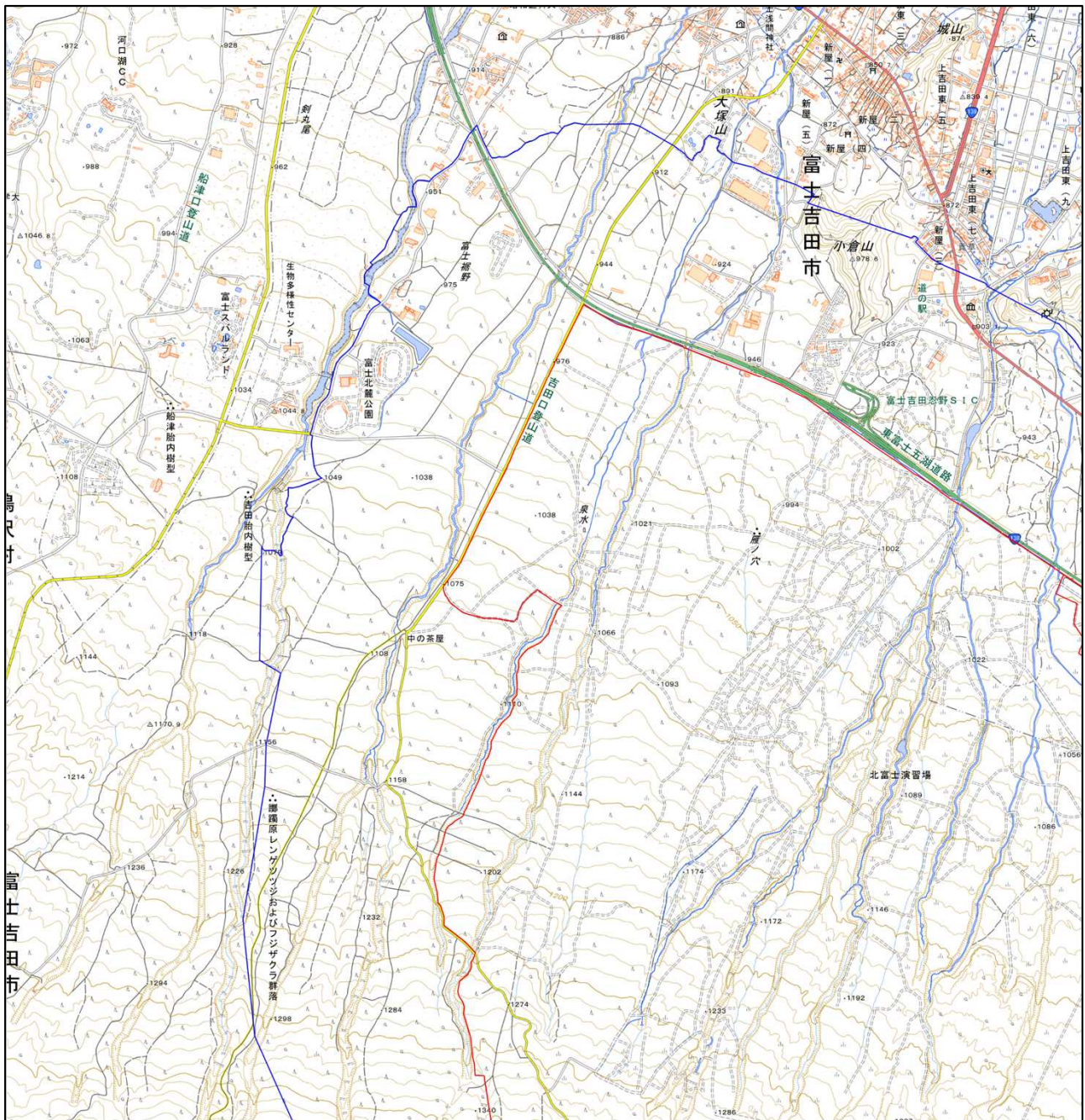
対象施設の区域



対象施設周辺地域



陸上自衛隊北富士演習場周辺地域 図①



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

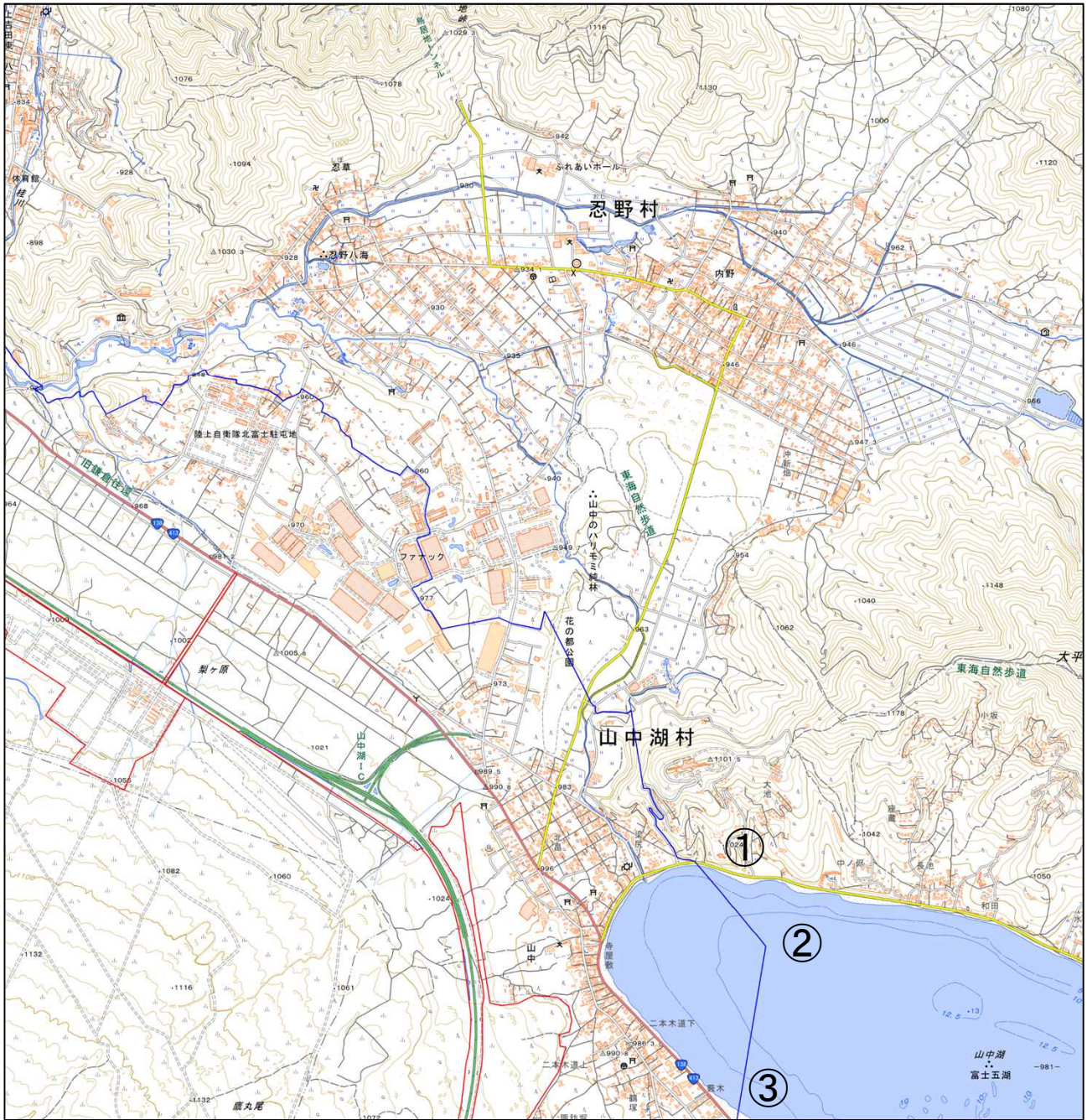
対象施設の区域



対象施設周辺地域



陸上自衛隊北富士演習場周辺地域 図②



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

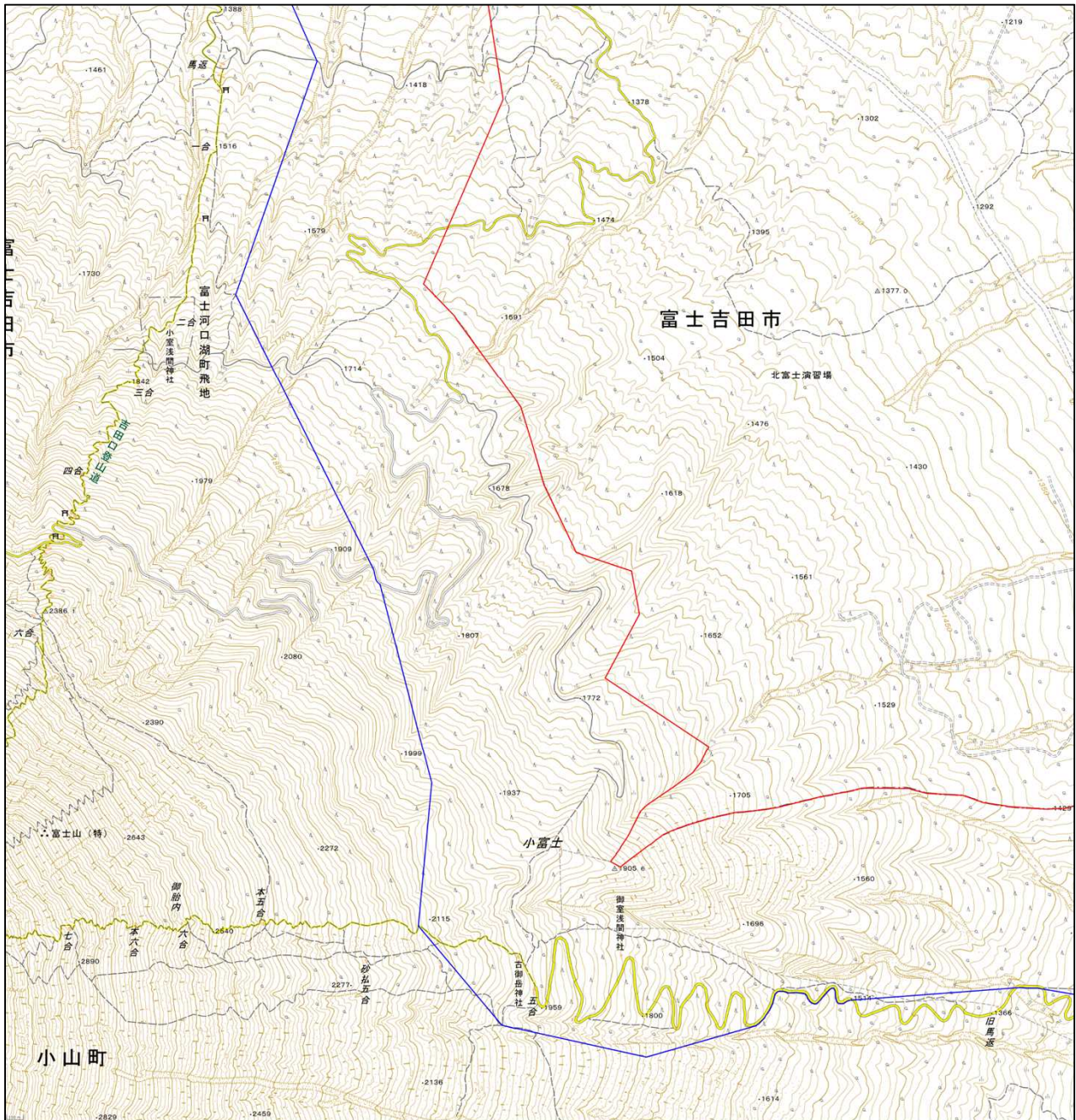
対象施設の区域



対象施設周辺地域



陸上自衛隊北富士演習場周辺地域 図③



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

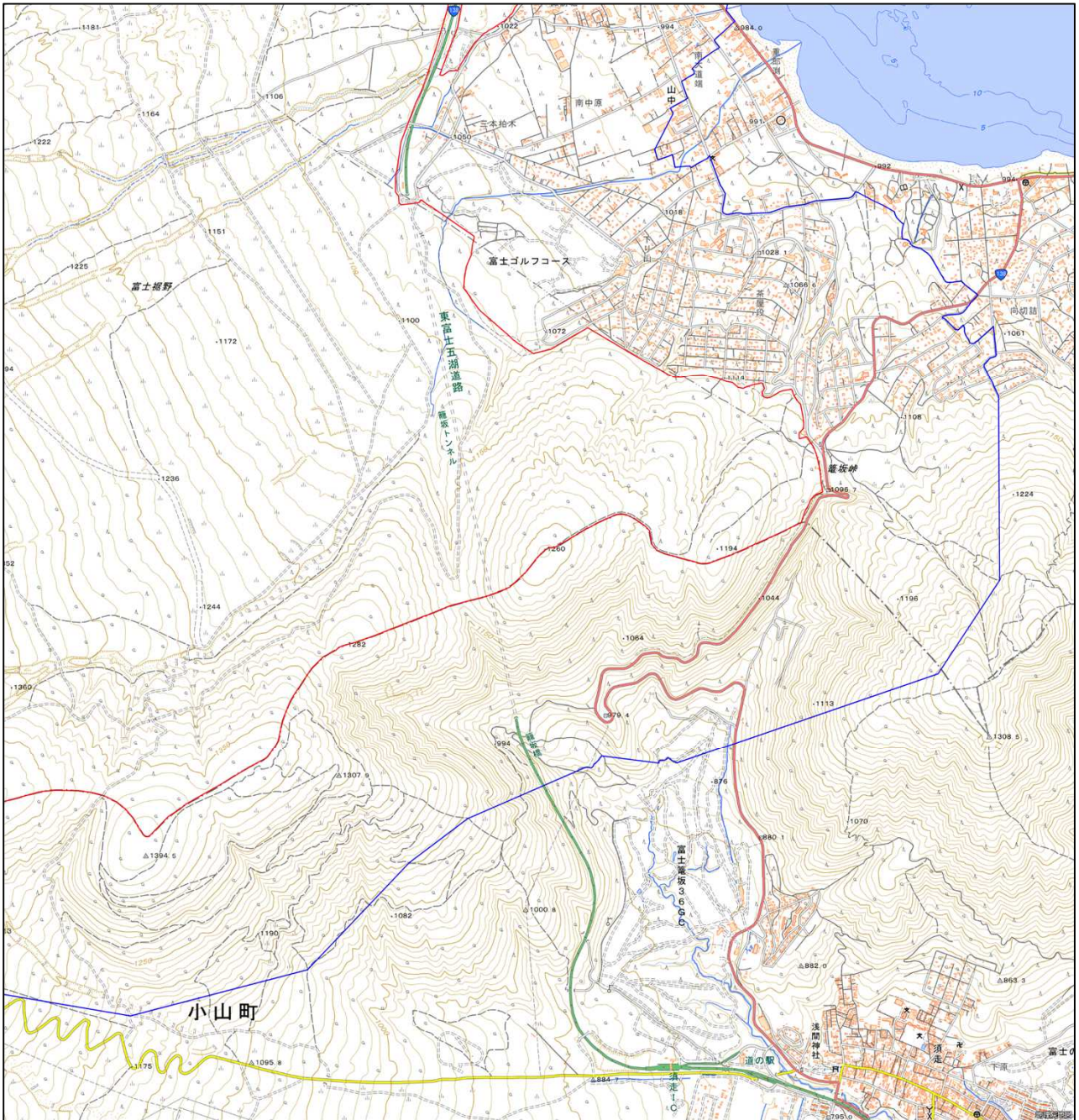
対象施設の区域



対象施設周辺地域



陸上自衛隊北富士演習場周辺地域 図④



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域